

令和4年第4回（12月）三郷町議会
定例会・会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 2 月 1 4 日																						
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																						
開 会 (開 議)	令 和 4 年 1 2 月 1 4 日 午後 1 時 2 9 分 宣 告 (第 2 日 目)																						
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番 神 崎 静 代</td> <td>2番 久 保 安 正</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真 紀</td> <td>4番 黒 田 孝</td> </tr> <tr> <td>5番 先 山 哲 子</td> <td>6番 高 田 好 子</td> </tr> <tr> <td>7番 木 谷 慎 一 郎</td> <td>8番 澤 美 穂</td> </tr> <tr> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> <td>10番 辰 己 圭 一</td> </tr> <tr> <td>11番 山 田 勝 男</td> <td>12番 高 岡 進</td> </tr> <tr> <td>13番 伊 藤 勇 二</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正	3番 南 真 紀	4番 黒 田 孝	5番 先 山 哲 子	6番 高 田 好 子	7番 木 谷 慎 一 郎	8番 澤 美 穂	9番 木 口 屋 修 三	10番 辰 己 圭 一	11番 山 田 勝 男	12番 高 岡 進	13番 伊 藤 勇 二									
1番 神 崎 静 代	2番 久 保 安 正																						
3番 南 真 紀	4番 黒 田 孝																						
5番 先 山 哲 子	6番 高 田 好 子																						
7番 木 谷 慎 一 郎	8番 澤 美 穂																						
9番 木 口 屋 修 三	10番 辰 己 圭 一																						
11番 山 田 勝 男	12番 高 岡 進																						
13番 伊 藤 勇 二																							
欠 席 議 員	な し																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> <tr> <td>こ ども 未 来 創 造 部 長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>水 口 洋 司</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>川 合 孝 悟</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>大 津 和 之</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行	こ ども 未 来 創 造 部 長	坂 田 達 也	環 境 整 備 部 長	水 口 洋 司	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	川 合 孝 悟	企 画 財 政 課 長	大 津 和 之
町 長	森 宏 範																						
副 町 長	池 田 朝 博																						
教 育 長	大 西 孝 浩																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行																						
こ ども 未 来 創 造 部 長	坂 田 達 也																						
環 境 整 備 部 長	水 口 洋 司																						
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																						
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																						
総 務 課 長	川 合 孝 悟																						
企 画 財 政 課 長	大 津 和 之																						
行 政 委 員	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 田 淵 友 一																						

本会議の職務のため出席した者の職 氏名	議 会 事 務 局 長	大 内 美 香
	議 会 事 務 局 主 任	小 村 雄 一

令和4年第4回（12月）

三郷町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年12月14日

午後1時29分開議

日 程

- 第 1 議案第46号 令和4年度三郷町一般会計補正予算（第7号）
- 第 2 議案第47号 令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第48号 令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第49号 令和4年度三郷町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第50号 令和4年度三郷町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第51号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第 7 議案第52号 三郷町スポーツ振興基金条例の制定について
- 第 8 議案第53号 F S S 3 5 スポーツパークの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 9 議案第54号 三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について
- 第10 議案第55号 職員の定年等に関する条例等の一部改正について
- 第11 議案第56号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第57号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第58号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第59号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第60号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第61号 三郷町手数料条例の一部改正について
- 第17 議案第62号 三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第18 議案第63号 三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定管理者の指定について
- 第19 発議第 5号 予防接種に関する記録の延長を求める意見書
- 第20 発議第 6号 第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を

求める意見書

第 2 1 発議第 7 号 三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

第 2 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程

第 1 決議第 3 号 三郷町議会の改革・活性化の推進に関する決議案

開 議 午後 1 時 2 9 分

〔開議宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、こんにちは。

地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔付託案件に対する委員長報告〕

議長（伊藤勇二） 日程第 1、「議案第 4 6 号、令和 4 年度三郷町一般会計補正予算（第 7 号）」から、日程第 2 1、「発議第 7 号、三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について」までを一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。去る 7 日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

議長（伊藤勇二） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会 辰己圭一委員長。

委員長（辰己圭一）（登壇） それでは、総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 1 2 月 7 日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は 1 2 月 8 日に委員会を開会し、付託されました議決案件 1 0 件、議員発議 1 件、報告事項 1 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第 4 6 号、令和 4 年度三郷町一般会計補正予算（第 7 号）」、歳入 関連部分、歳出 （款） 1．議会費、（款） 2．総務費（（項） 1．総務管理費、（目） 1 1．諸費及び（項） 3．戸籍住民基本台帳費を除く）、（款） 4．衛生費（（項） 1．保健衛生費を除く）、（款） 5．農林業費、（款） 6．商工費、（款） 7．土木費、債務負担行為補正変更（ごみ収集車購入 2 台）、地方債補正変更（山辺・県北西部広域環境衛生組合建設事業）については、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第 5 1 号、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」、「議案第 5 4 号、三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について」、「議案第 5 5 号、職員の定年等に関する条例等の一部改正について」、「議案第 5 6 号、三

郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、「議案第57号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第58号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」、「議案第59号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、「議案第60号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、「議案第61号、三郷町手数料条例の一部改正について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「発議第7号、三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について」は、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「報告第15号、寄附の受け入れについて」は報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案の審査の結果であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和4年12月14日

総務建設常任委員会

委員長 辰己圭一

〔文教厚生常任委員会〕

議長（伊藤勇二） 文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会 高田好子委員長。

委員長（高田好子）（登壇） 文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会では12月12日に委員会を開会し、付託されました議決案件7件、議員発議2件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第46号、令和4年度三郷町一般会計補正予算（第7号）」、歳入 関連部分、歳出（款）2．総務費、（項）1．総務管理費、（目）11．諸費、（項）3．戸籍住民基本台帳費、（款）3．民生費、（款）4．衛生費、（項）1．保健衛生費、（款）9．教育費、「議案第47号、令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、「議案第48号、令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）」については、いずれも全会一致をもちまして、原案ど

おり可決することに決しました。

また、「議案第52号、三郷町スポーツ振興基金条例の制定について」は、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第53号、FSS35スポーツパークの設置及び管理に関する条例の制定について」は、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第62号、三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について」、「議案第63号、三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定管理者の指定について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「発議第5号、予防接種に関する記録の延長を求める意見書」については、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「発議第6号、第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書」につきましては、木谷慎一郎文教厚生常任委員提出の修正案に基づきまして慎重に審査を行いました結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもちまして、修正可決することに決しました。

以上が付託を受けました議案の審査の結果であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和4年12月14日
文教厚生常任委員会
委員長 高田好子

〔上下水道特別委員会〕

議長（伊藤勇二） 上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会 木口屋修三委員長。

委員長（木口屋修三）（登壇） 上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議におきまして上下水道特別委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は12月9日に委員会を開会し、付託されました議決案件2件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第49号、令和4年度三郷町下水道事業会計補正予算(第1号)」、「議案第50号、令和4年度三郷町水道事業会計補正予算(第3号)」につきまし

では、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が付託を受けました議案の審査の結果であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

令和4年12月14日

上下水道特別委員会

委員長 木口屋修三

議長（伊藤勇二） 以上で、各委員会の審査の結果の報告を終結します。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） 各委員会に付託しました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

それでは、これより順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1、「議案第46号、令和4年度三郷町一般会計補正予算（第7号）」を議題とし、質疑に入ります。

質疑を終結し、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の発言を許可します。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 「議案第46号、令和4年度三郷町一般会計補正予算（第7号）」について反対の討論を行います。

補正予算の歳出で、FSS35スポーツパーク整備工事費として1,707万3,000円が計上されております。これは、FSS35スポーツパークのスケートボードパーク、BMXパーク、バスケットコートなどのエリアに照明設備を整備し、夜間も使用できるようにするためのものです。

これまでの私の議会での質問に対し、町は、夜間の使用は検討していない、このように答弁してきました。方針を180度変えるにもかかわらず、なぜ変えたのかについて丁寧な説明はありませんでした。また、本議会の総務建設常任委員会での私の、夜間使用について自治会など地元への説明を行い了解を得ているのかという質問に対して、町は行っていないとの答弁でした。夜間も使用するのですから、地元の説明し、了解を得た上で事業を実施するのは当たり前のことではないでしょうか。

それと、私は、地元の了解を得るまでは整備事業を保留したらどうかという質問もいたしましたが、町長は、事前に地元説明しなかったことについてはおわ

びするが、それはできないとの答弁でした。みんなが喜んで使用できるスポーツパークにしなければなりません。手法に民主主義に欠けるところがあり、F S S 3 5 スポーツパーク整備工事費の予算計上には賛成できません。よって、一般会計補正予算（第7号）に反対です。

議長（伊藤勇二） 次に、賛成の方の発言を許可します。

9番、木口屋修三議員。

9番（木口屋修三）（登壇） 「議案第46号、令和4年度三郷町一般会計補正予算（第7号）」について賛成討論を行います。

ここ数年、スケートボード、BMX、ボルダリングなどのアクションスポーツが若者を中心に人気が高まり、愛好家も飛躍的に急増中であります。本町においても愛好者がいるのですけども、練習する場所がなく、仕方なく公園内や歩道で練習する光景も多く見られます。既に何年もこの状況が変わらないのですが、どこで練習しようとしても、歩行者の邪魔になる、音がうるさいなどと言われて、伸び伸びと練習するところを追い出されてしまうことが多いのが現状でございます。今回、本町において、F S S 3 5 スポーツパークに子どもから大人まで自由に伸び伸びと利用できるボルダリング・BMX・スケートボード場等を設置することになりました。若者愛好家の中には昼間に仕事や学業をしながら練習している人も多く、また、利用者の観点から見て魅力的な場所にするためにも、夜間でも練習ができる環境、ナイター設備の設置をすることが利用者の拡大を促進するものであると思います。よって、夜間照明設備等が必要であると考えますので、賛成といたします。

議長（伊藤勇二） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（伊藤勇二） ないようですので、討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤勇二） 挙手多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第2、「議案第47号、令和4年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、「議案第48号、令和4年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、「議案第49号、令和4年度三郷町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、「議案第50号、令和4年度三郷町水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 木口屋修三委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、「議案第51号、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、「議案第52号、三郷町スポーツ振興基金条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、「議案第53号、FSS35スポーツパークの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

質疑を終結し、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の発言を許可します。

1番、神崎静代議員。

1番(神崎静代)(登壇) 「議案第53号、FSS35スポーツパークの設置及び管理に関する条例の制定について」の反対討論を行います。

この条例の第6条の使用料の中に薄暮(午後5時から午後8時までの時間)の時間帯が記載されています。先ほどの補正予算の反対討論で久保議員が述べたのと同様の理由ですが、私達は夜間の使用について反対をしているのではありません。

ん。夜間も使用できるように方針を変えるのですから、地元の説明し、了解を得た上で事業を実施するのが当たり前のことだと思います。手法に民主主義に欠けるところがありましたので、「議案第53号、FSS35スポーツパークの設置及び管理に関する条例の制定について」に反対します。

議長（伊藤勇二） 次に、賛成の方の発言を許可します。

10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、「議案第53号、FSS35スポーツパークの設置及び管理に関する条例の制定について」の賛成討論をいたします。

ただいま、反対討論の中で、当初、町は夜間照明設備は検討しないということ、設置するなら事前に近隣の住民や自治会などに説明をして許可をもらうべきだということで午後8時までの使用時間に対し反対ということですが、奈良学園大学はマーチングバンドや野球等で既に午後8時以降もナイター練習を行っております。また、地元を含む町内の若者から、スケボー、BMX、バスケットなどのナイター設備の要望も多く、理由としては、ふだんは学校、部活動もしくは仕事などで夕方以降でしか時間が取れず、ナイターの利用ができれば、誰にも迷惑をかけずに心置きなく練習ができるという意見が寄せられております。

私自身も思いますが、練習したい夜間、夜間といっても午後8時です。こういった健全な時間帯に練習ができないということは、スポーツを楽しむ若者や町民にとって居場所づくりや安全にスポーツ活動ができなくなってしまうと思います。

それから、皆さんご存知のとおり、三郷町では三郷町教育大綱を策定しておりますが、SDGsの理念にのっとり、教育、文化、スポーツを通して、誰一人取り残さず、全ての人々が個々に持つ能力を存分に発揮できるまちづくりを目指しています。また、基本政策の中で、まち全体で子ども達の成長を見守るための青少年の健全育成の充実、それから、全ての世代の人がスポーツを楽しむ場を提供するためのスポーツ施設の整備を推進することをうたっております。

以上のことから、この条例の制定について賛成といたします。

最後に、スポーツパーク周辺で、万が一、反対されている住民がいるのであれば、説明をして理解を求めていかなければなりません。我々町民の代表である議員としても、近隣住民の方々に理解を求めていくことも必要だと考えます。

以上、賛成討論といたします。

議長（伊藤勇二） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（伊藤勇二） ないようですので、討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤勇二） 挙手多数です。したがって、本案は可決されました。

日程第9、「議案第54号、三郷町サテライトオフィス条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、「議案第55号、職員の定年等に関する条例等の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、「議案第56号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、「議案第57号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、「議案第58号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、「議案第59号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、「議案第60号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部

改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、「議案第61号、三郷町手数料条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、「議案第62号、三郷町子ども医療費助成条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、「議案第63号、三郷町スポーツセンター及び三郷町ウォーターパークの指定管理者の指定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、「発議第5号、予防接種に関する記録の延長を求める意見書」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、「発議第6号、第9期の介護保険制度改定に向け安心できる介護保険制度を求める意見書」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高田好子委員長の報告は修正であります。

まず、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決された部分を除く原案について採決します。

修正議決された部分を除く部分を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

日程第21、「発議第7号、三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について」

を議題とし、質疑に入ります。

質疑を終結し、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の発言を許可します。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 「発議第7号、三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について」について反対討論を行います。

この議案は、議員定数を13から12に減らし、来年4月の選挙から実施するというものです。全国町村議会議長会、町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会が2019年3月に出した町村議会議員の議員報酬等のあり方、最終報告で述べていることを紹介いたします。

議員定数を削減することについて次のように述べています。

全国町村議会議長会の調べによると、2011年4月1日から2017年7月1日の間に議員定数条例を改正したのは287町村である。沖縄県の与那国町を除く286町村が減員の条例改正であった。町村議会議員の数を減らすことが当たり前のこととなっており、こうした減員によって、住民の意見を政治、行政に反映すべき議会の役割を果たすことができるのかどうか検討すべきである。議会の本来の役割と意義は、地方自治の本旨に基づいて民意を政治、行政に反映し、それによって民主的な自治行政の運営を図ることである。そういった意味で、自治体における民主主義の実現にとっても議員定数の一方的な削減は問題がある。他の自治体、近隣自治体や類似団体との比較について、近隣自治体との間で横並びで議員数の減員を指向することは定数減の負のスパイラルに拍車をかける可能性があることにも留意しなければならない。

議員定数については次のように述べております。

議員の定数は民意の反映に必要なさまざまな集団、階層、職業、性別などからの代表選出可能性に関わるものであり、多様な民意を的確に反映するために必要な定数を確保することが求められる。必要な定数がどの程度のものかについては、まずは、財政や人口減少によらない、議会の機能が果たせるか否かといった視点での議論が深められる必要がある。定数の原則は、討議できる人数として一常任委員会につき少なくとも7、8人を定数基準としたい。討議できる人数が7、8人というのに科学的な根拠があるわけではない。委員長がいて、両脇に3人ずつ委員が配置されることで積極的な討議ができるという経験知である。

この提案の理由の一つは自由な討議をする公共空間をつくり出すことである。人数の少なさは自由な討議を可能にするが、少数意見を出しにくいという課題もある。少数ではあろうとも、それに賛同する意見が出て、討議は展開するものである。

議長裁決及び定数の奇数については次のように述べております。

議長は、委員会の人数には含めないことが必要である。議長は一議員ではなく、大所高所から議会を運営するからである。したがって、常任委員会数掛ける少なくとも7人から8人といった計算式に基づけば、原則、その合計数のプラス1になる。ちなみに、三郷町は、二つの常任委員会がありますので15人から17人ということになります。

大所高所という議長の役割を考えれば、めったにないとはいえ、可否同数の場合には現状維持の原則とすることには理由がある。可否同数となるような重要な争点は慎重審議が不可欠だからである。ただし、スピードが要請される地域の重要な争点に当たって、議長であっても一議員として表決の権限を取り上げるべきではない。つまり議員としての賛否を明確にすることは考慮すべきである。

こうしたことを考慮すれば、定数を奇数とすることも必要だろう。また、激しい政治的対立が存在する地域では、定数が偶数の場合、議長が長期に決まらない場合もある。こうした状況はめったにないとはいえ、その防止にも定数の奇数が有用である。定数の法定数や法定上限数の例示では定数は偶数となっていることも考慮されて、偶数が多い。これを踏まえつつも、議員定数を考える場合にはそろそろ奇数についても想定しておく必要もあるのではないか。

このように述べております。

また、2022年2月、今年の2月ですけども、全国町村議会議長会は、議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続という委託研究事業について報告書を公表しました。そこでは、議員定数の改正の時期について次のように述べています。

本報告書は、議員報酬・政務活動費を考えることを主としているが、議員定数もあわせて考える視点を提示しておきたい。報酬や活動費や定数は現在の議員のためだけではなく、多くの人が、将来、立候補し、議員活動がしやすい条件として考えなければならない。議員報酬・定数を考えることは新しい議会をつくり出すために必要である。同時に、これは現在の議会のためだけではなく、多くの多

様な住民が、将来、議員になりやすく、また、活動しやすくする条件である持続的な地域民主主義の条件として考える必要がある。住民の声の実現として削減に邁進する議会、議員は、将来を見据えれば、住民に対する背信行為となる場合があることは自覚すべきである。議員報酬・定数は住民が議員に立候補する際に考慮する重要な条件である。あと出しではなく、周知する十分な期間が必要である。それを選挙半年前などに削減を行うことは現職議員の都合で決めるじゃんけんのあと出しのようなものである。遅くとも1年前には周知できるように準備を進めるべきである。

これが今年の2月に全国町村議長会が出した議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続という報告書に書かれていることでもあります。

以上、全国町村議長会が発行している最終報告等について紹介をいたしました。私は、これらの指摘、見解に賛同いたします。よって、「発議第7号、三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について」は反対です。

議長（伊藤勇二） 次に、賛成の方の発言を許可します。

8番、澤美穂議員。

8番（澤美穂）（登壇） 議長のお許しをいただきまして、「発議第7号、三郷町議会の議員の定数条例の一部改正について」に賛成の立場で討論を行います。

本年6月から議員全員で議論を重ねる中で、議員のほとんどが、以前より町民からの議員定数を減らすべきとの要望をおのおの聞いていることが明らかになりました。

三郷町議員の構成は、2019年度の選挙において、女性議員比率は23%から38.46%と増加しましたが、年齢構成の面では多様性を欠いている状況です。議論の中で、議員定数の削減をするならば議員報酬の減額をとの代替案も出しましたが、議員活動をすればするほど諸経費がかかるので、若い世代の参政を阻む報酬の削減には賛成できません。

平成23年の地方自治法改正により法定上限が撤廃され、現在は地方自治法第91条、各地方公共団体の自主的な判断の下で条例で定めることとされており、議員定数は議員によって決められることから、住民からの要望に応えるべく、近隣の同規模の自治体の動向を踏まえながら、我々議員が自らの議員定数についても、保身することなく、民意を反映させる責務を果たすべきだと考えます。

かつて三郷町議会は、2010年5月25日、現森町長が町長選挙に立候補さ

れたことにより12名となり、翌年、2011年4月24日の町議会議員選挙で13番目の当選者が法定得票数に達しなかったため、補欠選挙が実施された2014年5月25日まで、任期2年と同期間の長きにわたり、実質、議員12名で議会運営されていた実績があることから、現在の定数13を維持しなければ町民の負託に応えることができない根拠はありません。また、議員の平均年齢が高い議会において、無投票当選となる割合が高くなる傾向も見られることから、この先、三郷町でも議員の成り手不足により無投票選挙になる可能性もあります。手を挙げた立候補者が有権者の審判を受けることなく全員当選することになれば、民意を可視化することができないことから議員の質が低下し、ますます住民の町政に対する関心をも低下させ、投票率の下落につながるとともに、住民から見た議会の魅力をも失わせるようなことになれば、議員の成り手不足に一層拍車をかける負のスパイラルに陥ることになるでしょう。

住民の幸せのため、三郷町のさらなる発展のため、多様な住民と意思疎通を図り、住民に開かれた、魅力ある、令和の時代にふさわしい三郷町議会であるべく、積極的なICT技術の活用によって議会や議員活動の水準を上げ、効率的な議会運営の実現に向けてさらなる議会改革が必要だと考え、今後も継続して取り組んでまいります。

最後に、賛成者である議員全員、来年度の選挙で住民からの信託を受け、必ずここに戻り、12名で今までどおり、いや、それ以上に三郷町民のために働く覚悟を持ってこの決断に至ったことを申し添えまして、三郷町議会の議員定数の条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） ほかに討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（伊藤勇二） ないようですので、討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 辰己圭一委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤勇二） 挙手多数です。したがって、本案は可決されました。

（「議長、動議を提出します」の声あり）

議長（伊藤勇二） 7番、木谷議員。

〔動議の提出〕

7番（木谷慎一郎）（登壇） ただいま提出いたしました動議ですが、提出者の私と賛成者、澤議員、辰己議員、高田議員提出の「決議第3号、三郷町議会の改革・活性化の推進に関する決議案」は緊急を要するものと思われまます。直ちに日程に追加し、審議することを望みます。

議長（伊藤勇二） 暫時休憩します。

休 憩 午後2時20分

再 開 午後2時21分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

ただいま木谷慎一郎議員より「決議第3号、三郷町議会の改革・活性化の推進に関する決議案」を日程に追加し、議題とするための動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。

決議第3号を日程に追加し、議題とする動議を採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（伊藤勇二） 挙手全員です。したがって、決議第3号を日程に追加し、議題とするための動議は可決されました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 追加日程第1、「決議第3号、三郷町議会の改革・活性化の推進に関する決議案」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

決議第3号、令和4年12月14日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

提出者 三郷町議会議員 木谷慎一郎。

賛成者 澤美穂、辰己圭一、高田好子。

「決議第3号、三郷町議会の改革・活性化の推進に関する決議案」

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

三郷町議会は、この度住民の声に応え、令和4年12月議会において三郷町議会の議員の定数条例を改正し、議員定数を1削減し12とすることとした。

当然、議員定数削減という住民の要望に応えることは議会の使命であるものの、一方で、議会が住民の多様な価値観を町政に反映してその役割を十分に果たすためには、その議員の構成においても多様性を確保することが必要であり、また、

充実した討議を行うことができるだけの人数を確保することも重要であるから、徒に議員定数を削減していくことは避けるべきであるとの要請もある。

よって、三郷町議会としては、その両立を図るため、この度の12という新しい議員定数について、これが適正な定数であると住民から理解と納得が得られるよう、より一層、自らの機能（議会力）を高め町政に反映させることはもちろん、その議会が果たしている役割を住民に実感してもらえるよう最大限の努力をしなければならない。そのために、以下の事項を推進する。

1、三郷町議会は、この決議を契機として以下の議会改革・活性化について議会改革特別委員会等の場を設置のうえ、2年の期限を定めて集中的に議論を行いその結論を得ること。

- (1) 議案審議方法の改善
- (2) 議会基本条例の制定
- (3) 議会中継等を含めたインターネットの活用
- (4) 「議会だより」の充実
- (5) 議場の改革

1、その後も議会のあり方について、議会基本条例の定めるところにより定期的に見直しを行うことで、常に議会力を高める努力を継続し、かつ住民にとって身近で開かれた議会であり続けること。

以上、決議する。

令和4年12月 日

奈良県三郷町議会

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の決議第3号について、提案理由を求めます。

7番、木谷慎一郎議員。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長からお許しをいただきましたので、私から、今回、動議を提出いたしました議案について、その提案の趣旨を説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。本件は三郷町議会の改革・活性化の推進に関する決議案というもので、先ほど可決されました三郷町議会の議員の定数条例の一部改正とともに、三郷町議会として、ぜひとも決議をしたい内容を盛り込んだも

のです。

私達、三郷町議会は、令和4年6月から議員懇談会、全員協議会などの場で議員定数削減の議論を重ねてきました。当初から議員定数を減らすべきか、減らすべきではないかという議論とともに、減らすのであれば、おおむね1の減を念頭に置いて議論を重ねてきました。しかしながら、他町におけるアンケートの結果から見ても、議会改革に向けた動きを伴わずして、果たして単純に1だけ定員を減らすことが民意を十分に反映したと言えるのか疑問がある状況であったというふうに思います。仮に住民の意見をそのまま反映させるのであれば2減、3減すべきなのではないかという発想です。その一方で、議会には充実した討議を行うために、最小限、必要とされる人数があると。また、特定の選挙に強い属性の議員だけで議会が占められてしまうことのないように、議会の構成には、ある程度の多様性が確保できるだけの議員定数が必要であります。これらのことから、議員定数をどんどん減らしていくことは、いわゆる議会の自殺行為と言われることもあるなど、避けるべきものであるというふうに考えられています。

今回の議員定数削減議論の中では、町民の中から議員を削減せよという声上がるのは、議員や議会が十分な存在感を発揮していないからではないかという意見が度々出されました。確かに議会議員個々の動き、議会としての働きが町民からしっかり見えるようになれば、議会において、ある程度の議員定数を保つことについても納得をいただけるようになるのではないかと思います。

そこで、議員定数の多寡、多い少ないに関して、町民の方が持たれる率直な感覚と議会の機能を保つために求められる議員定数との両立を今後も図っていくためには、三郷町議会の議会力を高めること、そして、それを伝える発信力もあわせて高めていくことについても最大限の努力を行うことが必要であるというふうに考えます。それによって初めて町民から新しい議員定数に対しても真の納得を得られるのではないかと考えまして、今回の提案をするに至りました。

なお、議会議員定数削減議論をするに当たって、同時に議会改革を行い、その中で適正な、あるべき議員定数が導かれると考える立場からすれば、本来、これらは同時に検討し、同時に結論を導くべきものであるというふうに考えられます。

しかし、今回は次期の統一地方選挙の実施に合わせて定数を検討してほしいという住民の方からの強い希望があったことから、定数については本定例会において確定した上で、議会改革については、あとづけになってしまうものの、本来は

同時期にという趣旨を尊重するため、議会改革を、まずは2年の期限を切って集中的に行うということで提案しております。

ここで示しました議会改革の各項目については、ここまでの全員協議会等において議論の土台となっていた事項を示しました。これらの五つの柱について、2年の間に集中的に議論をし、結論を得て、その内容を実施し、ある程度の効果検証が行えればというふうに考えております。

また、一度結論を得たとしても、そこで立ち止まってしまっただけでは、そこが退化の始まりとなります。そこで、その後も常に議会力を高める努力を継続し、かつ住民にとって身近で開かれた議会であり続けることとして、三郷町議会基本条例に定めることにより、常に改革の姿勢を保ち、見直しを忘れないということも盛り込みました。議会議員それぞれが高い資質を保持し、三郷町における二元代表制の一翼としての役割を果たしていく、緊張感のある三郷町議会をつくっていかねばというふうに思います。

以上のような三郷町議会の改革・活性化の推進に関する決議に基づいて、三郷町、そして三郷町議会のますますの発展のために、議会一丸となって改革を進めていければと考えております。

本日は、当議会の総意として、この議会改革に向けての決議を確認していかうと考え、提案させていただきました。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

以上です。

〔動議に対する質疑・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長（伊藤勇二） ないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長（伊藤勇二） ないようですので、討論を終結し、採決します。

「決議第3号、三郷町議会の改革・活性化の推進に関する決議案」は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤勇二） 挙手全員です。よって、本案は可決されました。案の削除をお願いいたします。

〔閉会中の継続調査〕

議長（伊藤勇二） 日程第22、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員会委員長から三郷町議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

〔町長閉会の挨拶〕

議長（伊藤勇二） それでは、町長から閉会の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る7日から本日までの8日間にわたり、提出いたしました全ての案件につきまして、慎重審議の上、それぞれ可決賜り、誠にありがとうございました。会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の町のさらなる発展に反映させてまいりたいと考えております。どうか今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本年最後となる定例会を迎えるに当たり、今年1年を振り返ってみますと、ロシアによるウクライナ侵攻、参院選のさなかにおける安倍元首相の銃撃事件と、世界中に暗い影を落とす出来事があった一方、過去最多のメダルを獲得した北京オリンピックやサッカーワールドカップにおける日本代表の活躍等、光となるような明るい話題もありました。

日常生活においては、約3年にもわたるコロナ禍の影響によってあらゆる制限を受ける中で、人々が試行錯誤を重ね、感染対策を図りながら、学業や仕事、趣味や旅行を楽しむ新しい生活様式が浸透してきたように感じられます。

そして、本町においては、コンセプトである全世代・全員活躍型「生涯活躍の

まち」の中心となることが期待されるFSS35キャンパス、そして、奈良クラブ新拠点の整備を開始しました。年明け早々から、順次、これらの施設の完成が控えており、本町にとって大きく前進する1年となることを今から期待してやみません。

冒頭の挨拶でも申し述べましたが、本町はこれからインクルーシブシティさんごうの実現を目指し、誰一人取り残さないまちづくりに向け、全職員が一丸となって新しい事業や施策に、誠心誠意、取り組んでまいりますので、今後とも議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、早いもので、今年も残すところ、あと2週間余りとなりました。今週から急激に冷え込み、本格的な冬の到来となるようです。議員各位におかれましては、くれぐれも体調にはご留意されまして、ご活躍くださいますようお願いいたしますとともに、新しい年がすばらしい年となりますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（伊藤勇二） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって令和4年第4回三郷町議会定例会を閉会いたします。

議員の皆様、理事者の皆様、どうもご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉 会

午後2時35分